

経営改革大綱の概要

新たな行政システムの構築

全国的に少子高齢化が進む中、日本経済は低迷を続け、国の財政は厳しい状況にあります。国は、経済回復のため、小さな政府を目指す改革、国と地方の三位一体改革を柱とする構造改革を進めています。改革は、地方財政にも大きな影響を与えており、地方は行政の仕組みを見直さなければなりません。市は行政の仕組みの見直しについて、基本的な考えを七つの重点項目にまとめ、経営改革大綱を策定しました。大綱に基づく改革は、平成十八年度から実施し、必要に応じて見直しを行い、平成二十二年度を完了目標に進めます。

財政基盤の強化

計画的なまちづくりを進めるためには、足腰の強い財政基盤が必要です。そのため歳入の確実な確保と経費の削減に取り組みます。

集中改革プランの期間を平成十八年度から平成二十二年までと定め、収入では平成十八年度から旧市村の税率や公共料金を統一します。

市税などの未納状況を解消する収納対策プロジェクトによる収入確保に取り組むとともに、受益者負担額の見直しを進めます。支出では、一般的な事務費などである管理的経費の削減に取り組みます。さらには、特別職の給料・報酬、一般職の特殊勤務手当の見直しに取り組むとともに、引

き続き職員の時間外手当を削減します。

協働によるまちづくり

これからは、市民と行政が一緒にまちづくりに取り組むことになり。

特に、地域づくり、福祉、健康づくり、環境、道路の維持補修、消防・防災については、市民と行政が力を合わせて取り組みます。



市民との協働による市内一斉河川清掃

事務事業の見直し

旧市村で、これまで同じ目的で取り組んできた行政サービスでも内容や手法が違うため、納税奨励費などを一元化します。

これまでの事務事業で目的が完了したもの、新たな手法を取り入れる必要があるものについても見直し、行政サービスの質を確保します。

組織の編成と事務処理の見直し

組織の編成は、少子高齢化などの社会情勢の変化や新たな行政ニーズの発生に即応した政策目標に基づいて、総合的・効果的・効率的に展開できる体制とします。

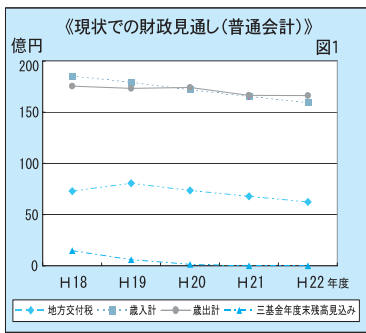
健全財政五カ年暫定計画の策定

安定した財政基盤の確保に向けて

安定した財政基盤を確保するための「健全財政五カ年計画」は、市総合計画との整合性を図る必要があることや経営改革大綱の費目別効果額を現在積算中であることから「暫定計画」として策定しました。

現状での財政見直し

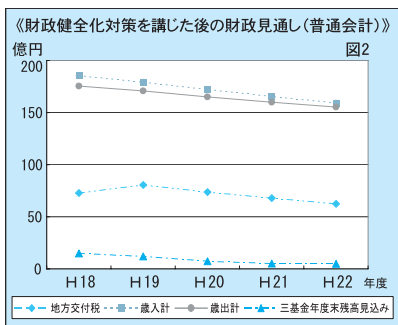
平成二十二年までの財政収支見直しを一定要件の下で推測すると、平成二十年度から平成二十二年までの三年間で約十億円を超える財源不足が生じ、市政運営に支障を来すことが予測されます。(図1参照)



基本的な考え方

本計画は、旧市村の財政健全化への取り組みを継承し、将来においても健全な財政運営ができるよう道筋を明らかにするものです。歳入歳出について聖域なき見直しを行うとともに、主要三基金(財政調整基金、市債管理基金、公共施設等整備基金)の計画的な活用により収支バランスを保ち、市債残高が増加しない財政体質を構築します。

計画期間は「新市まちづくり計画」を基本とした平成十八年度から始まる市総合計画の財政基盤を確立するため、平成十八年度からの五カ年としました。財政の健全化のための主要な方策は、次の通りです。
一 財政指標の改善を図ります。
二 収納対策の強化、受益者負担(使用料・手数料)の適正化な



ど、的確な歳入の確保を図ります。
三 人件費の抑制、補助金・負担金の見直しなど、歳出の抑制を図ります。

計画期間中の財政見直し

平成十九年度から平成二十二年まででは、財政の健全化対策を講じて約十五億円の主要三基金の取り崩しが見込まれます。基金の取り崩しに頼らない財政収支の達成を目指すためには、さらなる努力や予算編成過程における事務事業の見直しを行う必要があります。

社会情勢の変化や地方財政の動向を的確に把握し、常に市の財政見直しを考慮しながら、財政の健全化に取り組みます。財政の健全化対策を講じた後の財政見直しは、図2の通りです。

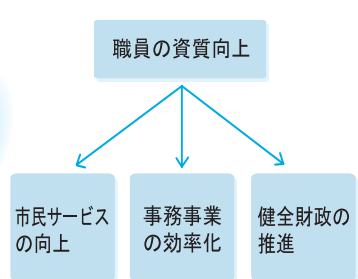
市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定・対応を実現するために、個々の職員の責任と権限、政策形成過程を明らかにして、現行の諸手続きの手法・諸規程の見直しを行います。

時代の変化に則した的確な対応

地方分権改革が進む中、県の広域行政と地方振興局の再編を踏まえ、市民サービスの向上や新市まちづくり計画の着実な推進を図るため、県から積極的に権限・事務の移譲を受けます。遠野地方振興局が遠野行政センターに再編されることから、県と市は、行政センターを拠点に、遠野地域の社会資本整備を一体的・効率的に進めます。

市職員の人材育成

「新市まちづくり計画」の実現に向けて職員の資質向上を図るため、人事管理、職場や仕事の推進プロセスの改善などを行う総合的な人材育成に関する基本方針を策定します。また、人事評価システムの構築に取り組み、能力や業績を適正に評価した上で、適材適所の人事配置を推進します。



公正の確保と透明性の向上

市民と行政が一緒にまちづくりを進めていくには情報の共有が必要なことから、早急に宮守町にケーブルテレビ網を整備します。市長と語ろう会、市政モニター制度などにより、皆さんの意見を聞きながら、まちづくりに取り組みます。

県とのパートナーシップによる新たなシステムの構築

県の広域行政の見直しと地方振興局の再編では、県と市の適切な連携による産業振興、社会資本整備、行政サービスの提供を行うため、次の四つの協働によるまちづくりを進めます。
一 地域整備部は五月の連休明け(予定)に遠野行政センター庁舎に移転し、社会資本整備を土木センター(現土木部)と協働して進めます。
二 市農業活性化本部(AST)には市やJAの職員とともに農業改良普及センターサブセンターの職員が駐在し、農業振興を協働して進めます。
三 市教育委員会には花巻教育事務所が駐在し、教育行政を協働して進めます。
四 市政策企画室は花巻総合支局と地域づくり施策を協働して進めます。

